

西川町の——「六十六部」——遊歴する情報運び屋、かつ、人のつなぎ屋 ／／祈るプロモーター／／

～聞きなれない 六十六部 とは何ぞや～

聖地を参拝しながら巡る宗教行為としては、四国遍路や西国三十三所などの観音巡礼がよく知られている。これらは、札所と呼ばれる定められた寺院を巡拝するものである。これに対し、本稿で着目する六十六部の廻国は、やや趣を異にする。

本稿は、六十六部研究における第一人者である小島博巳氏、ならびに山形県内における主要研究者である山形市在住の市村幸夫氏の研究成果、加えて公開資料等を踏まえ、その要点を整理するものである。

六十六部は全国に広く分布することから、多くの関心を集めてきた。その結果、すでに相当数の調査・研究が積み重ねられている。したがって本稿では、網羅的説明を目的とせず、既存研究で十分に論じられている事項は割愛し、著者独自の視点から要点を抽出して記述する。

なお、著者は六十六部研究の専門家ではない。本稿は、あくまで素人の目線に立って記述したものである。

第一節 六十六部とは

1. 六十六部の基本定義

「六十六部」とは、中世から近世にかけて活動した遊行宗教者であり、日本全国六十六か国を巡歴し、大乘妙典（主として法華経）を書写して、各国の守護一宮や有力寺社等——なお時代の推移に伴い対象は拡張する——に奉納・埋納する廻国修行を完遂した人々を指す。

その呼称は、「六十六部」「六部」「廻国（廻國・回国）聖・行者」等と略される。

その本質は、単なる個人の後世安楽を希求する巡礼にとどまるものではない。経典という物質的媒体を介して各地の霊場に功德を配分・定着させ、その空間的累積によって国土全域を宗教的に加持・聖化せしめる、「天下泰平」「国土安穩」「天下和順」「日月清明」を志向する公共的实践として理解される。

2. 六十六部供養塔（廻国供養塔）の造立目的

次の七種類に分類されるという。

- | | |
|------------------|--------------|
| ①廻国成就 | ⑤廻国者による作善の供養 |
| ②廻国途中での中供養 | ⑥廻国者が造立した道標 |
| ③死没廻国者の供養 | ⑦その他 |
| ④廻国者に対する施宿・施行の供養 | |

本塔は、全国の広域に分布し、小島氏の著書「六十六部の足跡（岡山文庫）」によれば2024年9月時点で公的に確認された基数は約16,000基とされる。実際の存在数は数万基に達する可能性が指摘されており、格別に珍しいものではない。

また、53頁には「中世の六十六部では願主と実際に廻国し納経する行者は別人であることが多いと考えられるが、近世中期以降では、特に『願主』と『行者』と書き分けていない限り、願主自身が廻国巡礼の実践者であったとみてよい。」と記述されている。

3. 六十六部供養塔（廻国供養塔）の本質

このような廻国修行の満願・成就・完遂、すなわち結願の証として、そのことを顕彰・記念・供養する意図をもって、その履行の事実を金石文に刻み、後世に伝えるために建立された石造物を、通例「六十六部供養塔（廻国供養塔）」と称する。

当該石造物が六十六部廻国に関わるか否かの判断にあたっては、その刻銘において、少なくとも「六十六部」「六部」「廻國（回国）」のいずれかが明記されていることが、第一義的かつ重要な判別指標となる。これらの銘文は、単なる信仰表明にとどまらず、身体的苦行を伴う全国巡歴の履行という「完遂事実」を具体的に示す歴史史料として、高い価値を有する。さらに、「大乘妙典」「法華経」「日本廻國」等の付加的刻字は、当該廻国行為を直接に裏付けるものであり、前記指標を補強する要素として位置づけられる。

なお、石造物や史料に**付属的に**「六十六部」「六部」「廻國（回国）」等の語が付記されている場合、それは修行巡礼者としての満願・成就・完遂を証するものではない。^(Non)むしろ、各種の社会事業や宗教行事において助力的に関与した協力関係を示すものと解される。

ここにいう「付属的」とは、次のいずれかに該当する場合を指す。

- ① 主銘の外に位置する場合
- ② 主体（誰が六十六部か）が特定されない場合
- ③ 主目的が六部以外にあると客観的に認められる場合

4. 六十六部は情報流通仲介者

私の独自視点から特に強調したいのは、六十六部の本質が単なる宗教的修行者という枠にとどまらない点にある。日本全国を巡歴するという行為そのものが、「人の動き」を媒介として、各地の信仰・情報・経験を結び付ける機能を担っていた。すなわち、六十六部は国土を横断する移動主体として、情報流通の仲介者であり、地域文化の伝達者として機能していた存在である。

ここに私は「遊歴する情報運び屋、かつ、人のつなぎ屋」と称するものである。

六部活動の「人の動き」には、まず方向の異なる二つの位相が認められる。すなわち、地域外へ向かう「往（行き）」と、そこから再び戻る「復（帰り）」である。

「往」は、行者が在住地域を離れ、他国・他地域へと向かう運動であり、その過程において在住地域の文化を異郷へ持ち出し、接触を通じて拡散させる契機となる。

一方、「復」は、廻国を経て在住地域へ帰還する運動であり、外部で獲得した知見や体験を受容し、これを地域へ持ち帰って内部へ還流させる過程である。

この二つの運動は分離して存在するものではなく、相互に関連し、一体として「往復運動」を構成する。すなわち、外部への展開（往）と内部への還流（復）が循環的に繰り返されることにより、文化や情報は単なる移動にとどまらず、地域間を往還しながら蓄積・変容する動的プロセスとして成立する。

この構造は、「人の動き（動）」と「石の位置（静）」との相関において具体的に把握される。すなわち、移動主体であった行者が特定地点に石造物を建立することにより、動的な修行の軌跡が空間の一点に固定・可視化されるのである。広域に運ばれた情報と経験は、石という静止媒体へと転換され、到達点に刻印される。

さらに、その設置位置に着目すれば、在住地域に建立されるものは往復運動の帰結、すなわち結願を示す「帰郷型供養塔」であり、他国の霊場や路傍に置かれるものは巡歴過程における到達（すなわちその地における結願）の痕跡、すなわち「霊場・路傍型供養塔」として類型化される。

この点において、**六十六部供養塔は、庚申塔や地蔵等の地域内完結型の石造物とは一線を画す。**すなわち、それは広域的な人の移動に伴う文化伝播の痕跡を特定の地点に固定した、「**移動の記念碑**」として位置付けられるのである。

第二節 西川町内の具体的主要箇所

前節では、六十六部を「移動する主体（動）」と「石造物（静）」との相関構造として捉えた。本節では、西川町内に現存する具体的事例を通じて、この構造が実地においてどのように現れているのかを検証する。

ここでは、山形市在住の市村幸夫氏による先行研究を踏まえ、刻銘については同氏の記録を検証するという観点から、石面に「六部」または「六十六部」と明瞭に刻されているものを対象とし、筆者自身も確認したうえで、11基（ろ1～ろ11）の石造物を取り上げる。なお、これらの一部については、かつて公開されていた「西川町デジタル資料館」の掲載内容と一致することも確認される。

さらに、六十六部との関係性が一定程度認められるものについては、補足的に取り上げることとする。ろ1～ろ11の全11基については、前出の市村幸夫氏による先行研究における活字化を踏まえつつ、著者自身も現地において刻銘を再確認し、一部に微修正を加えながら一覧化を行ったものである。

なお、本稿では個々の刻銘に関する詳細な意味読解には立ち入らない。したがって、その解釈については、ひとまず読者の賢明な判断に委ねることとする。いわゆる供養碑と墓石の混在がみられる。

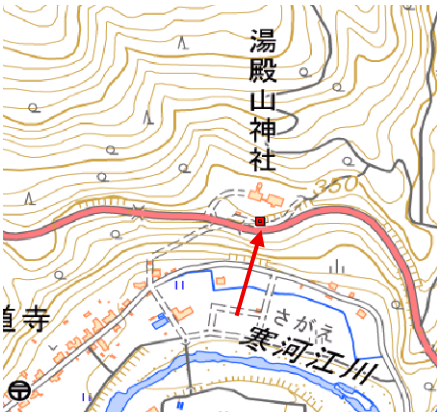
西川町内には、六十六部関係の石碑がなお他にも所在している可能性が高い。しかし、本稿の目的は、確認済みの史料、および現地で実見し得た石碑・石造物に基づいて考察を行うことにある。したがって、未確認情報については、その存在可能性を留保するにとどめ、これ以上の詮索は行わない。

注目すべきは、出羽三山信仰に伴う行者・道者の移動が、里先達や山先達など、いわば先導者に導かれる形態をとるのに対し、六十六部の移動は、自らの判断に基づく独立独歩の行動であり、同時に、広範な人的ネットワークの形成を積極的に伴うものであった点である。これは、表面的には神仏、神社・仏閣に対する巡礼として共通するように見えるが、その行動様式の根幹においては異なるものと理解される。

したがって、出羽三山という霊山との接点を有する西川町は、異なる信仰構造が交差し、相互に結び付き得る場であったと考えられる。すなわち同地は、複数の信仰実践が重なり合う、きわめて重層的かつ豊かな宗教文化的地域を形成していた可能性がある。

そして、本件のような視点は、西川町の歴史的・文化的魅力を再認識する契機となり、地域の魅力づくりに対しても、新たな加点要素となり得るのではないだろうか。

ろ 1 : 本道寺 口之宮湯殿山神社境内



奉参詣湯殿山三十三度
奉納六十六部日本回國
会津糸澤
本壽坊
供養

(1791)
寛政三亥天七月吉日
慶若

山先達

奉供養大乘妙典
日本廻国成就所
天下
太平

②の下部

①↓会津糸澤・本壽坊の山先達「慶若」が、六十六部として日本回國修行を成し、さらに湯殿山参詣を三十三度重ねた功德をもって建立した供養塔
②(地元では通称『ねむくれ地蔵』)には、これ以外、裏面にも刻されていないことから、①と一体なのであろう。
いわば、湯殿山という「垂直の修行(山岳)」と、六十六部という「水平の修行(全国巡礼)」の両方を完遂したことを誇る記念碑であろうか。これは、彼が宗教者として最高レベルの「徳」を備えたことを周囲に知らしめる「免許皆伝」証明書のような役割も果たしているのではないか。読み方は人様々の揺れがあろう。
なお、向かって中央とその左隣の地蔵には何も刻字が見当たらない。

ろ2…本道寺地区墓地内

(1730)
享保十五庚戌季 本道寺村

国誉浄圓



六十六部供養塔

三月廿五日 宮林丹次郎



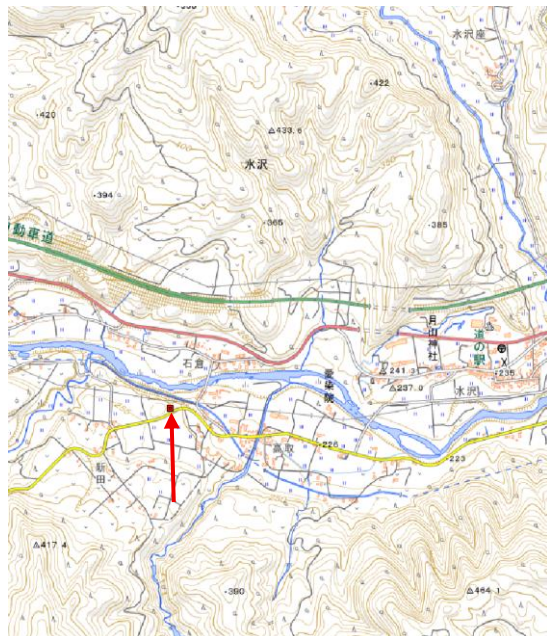
ろ3…入間地区墓地内

(1776)
天下泰平 安永四未天 吉川村



奉納六十六部日本廻国供養

日月清明 八月吉祥日 願主 浄圓



ろ4…岩根沢地区岩松寺境内

(天)下太平

(1770)
明和七庚寅歳

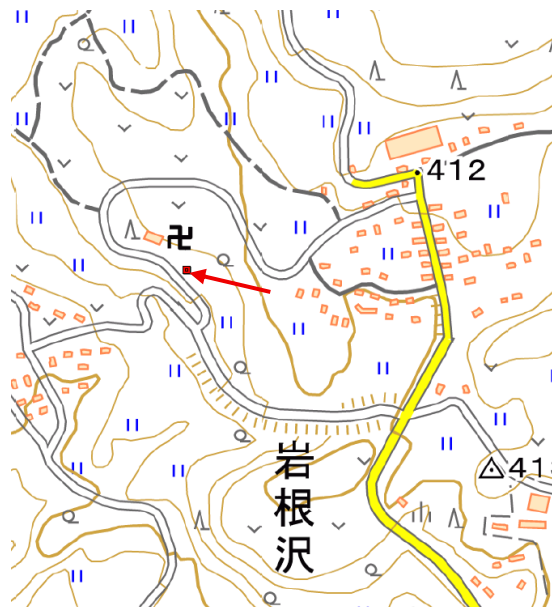
道□沙弥

奉納大乘妙典回国供養

九月吉日

敬造之

国土安全



岩根沢三山神社境内墓地域には4体所在する全体情景



本写真右上の囲んだ所を右に拡大した



ろ5…岩根沢三山神社境内墓石群

(一七二)
明和八辛卯年

念佛二百万遍
阿波国(徳島県)
阿州那賀郡

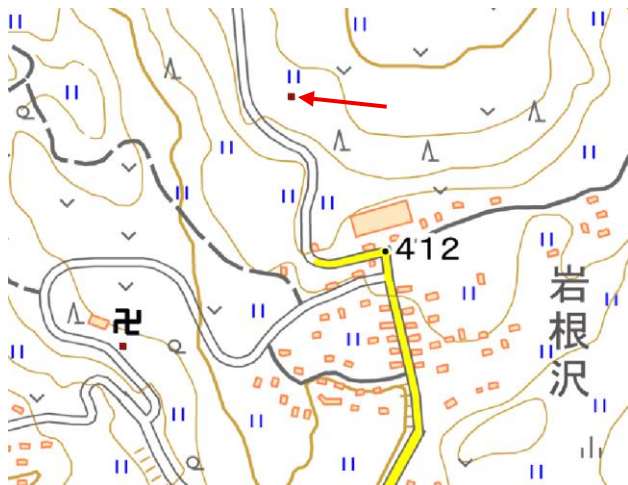
羽

奉納日本廻國納経供養

天下泰平国土安全 □野邑

八月十初日

泰道



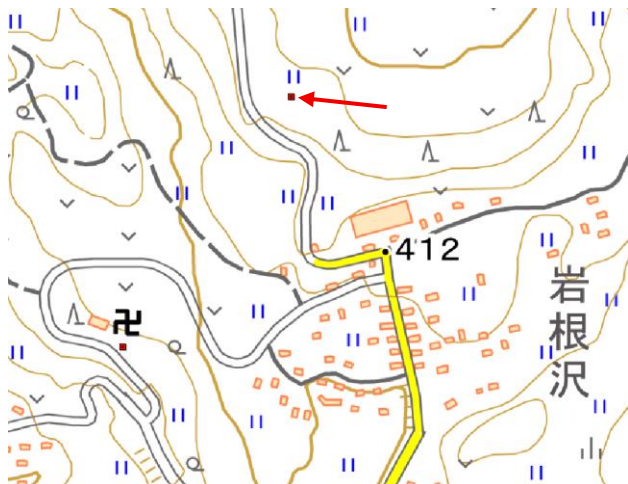
ろ6…岩根沢三山神社境内墓石群

(一七三)
明和七寅年
茨城県
常陸国筑波郡

羽

廻國六部妙念

七月廿五日 白井邑 武兵衛



ろ7 岩根沢三山神社境内墓石群

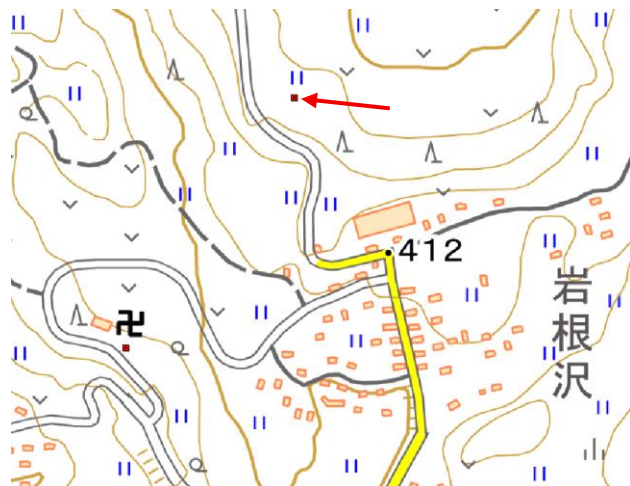
廻

廻國六部雲清

(1770)
明和七寅年
千葉県
下総国

六月十五日
香取郡

牧野邑



ろ8 岩根沢三山神社境内墓石群

廻

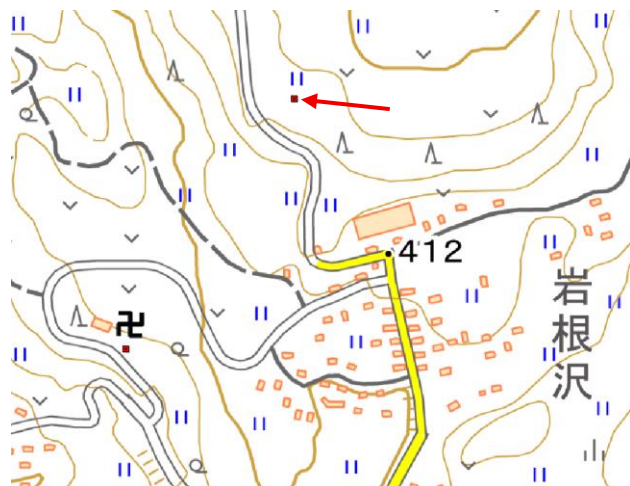
六部信法妙西禅定門

安永三年天

信州長野県
信笏野地

仁三郎

六月十七日

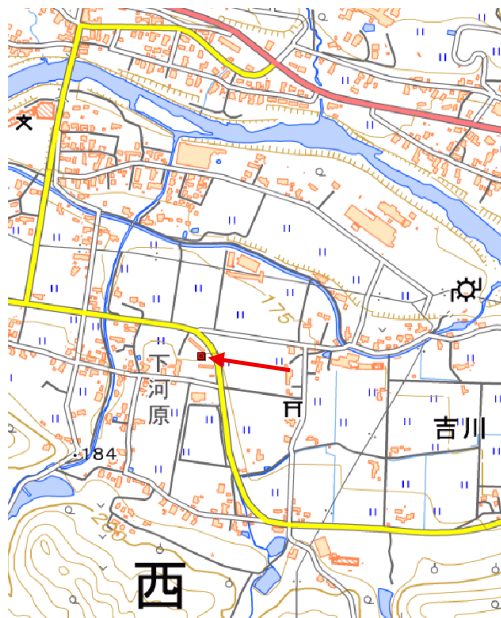


ろ9 吉川 阿弥陀屋敷

(1782)
天明二寅歳 吉川邑

大乗妙典六十六部供養

三月大吉辰 浄圓



ろ10 吉川 阿弥陀屋敷

天下泰平国土安穩

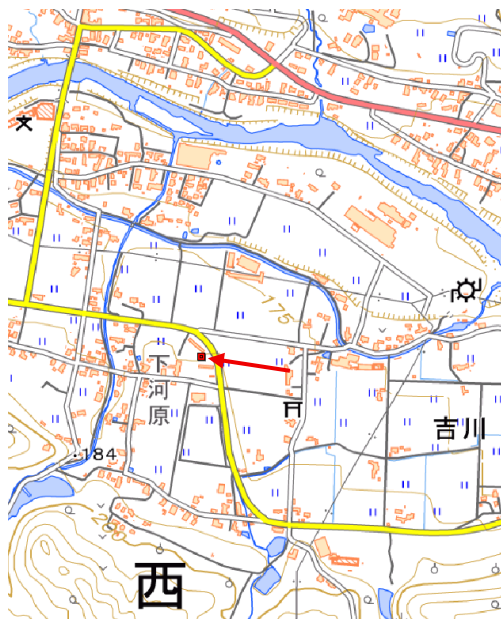
當山地内

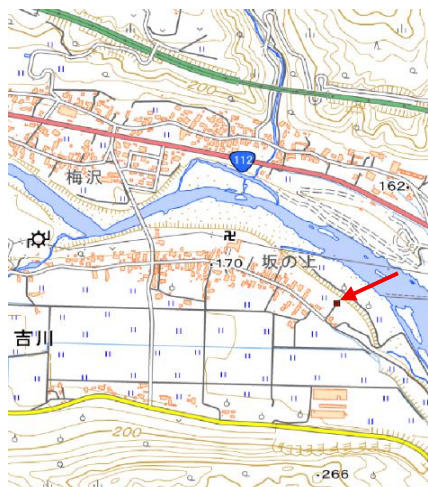
大乗妙典六十六部供養塔

日月清明五穀成就

願主 周蔵

〔裏〕 (1847)
弘化四末十月吉日





(裏面) 重助建之

夏山涼雲^{ママ?}禪門

(1813)?
文化十^{ママ?}口戌五月十八日卒去

大乘妙典六十六部

群馬県^{なわ}
上州那波郡下宮村 原六右エ門

ろ11.. 吉川 坂の上共同墓地

「ろ11」の当該六部碑の所在確認のため、2026（令和8）年4月22日および25日の両日にわたり、吉川坂上共同墓地を細部に至るまで踏査したが、結局これを確認するには至らなかった。また、25日には吉祥院住職と面会し事情を聴取したところ、墓地整備の際に移動された可能性があるとのことであったが、詳細は不明であった。以上を踏まえ、本件についてはこれ以上の追及は行わないこととする。

なお、本碑は、かつて「西川町デジタル資料館」（現リンク切れ）に掲載されていた事実^{ママ?}に照らし、確かに存在していたものと認められる。よって、写真および刻銘については、『村山民俗』（村山民俗学会発行）第18号（61頁）に掲載された山形市在住 市村幸夫氏から提供を受けたものである。また、調査報告を以下に示す原文のまま転載する。

西川町吉川坂の上の共同墓地にある廻国塔は次のように刻されている。[上掲のとおりで省略]

吉川集落共同墓地の入り口にあり、かつて名主をつとめた旧家伊藤勘三郎氏墓域に馬頭観音碑とともに建っている。紀年名は「文化十丙(?)戌(?)」とも読め、それでは、干支が不一致となることから廻国塔裏面の「重助建之」を頼りに、吉川集落にある吉祥院を訪ねてみた。曹洞宗光龍山吉祥院は文明年の開山で、西川町では最古の寺院である。往古は現在の共同墓地にあったが、宝暦九年の焼失により集落上方の現在地に移転している。吉祥院の過去帳を調べていただいた結果、六部の原六右エ門が亡くなったのは、文化十一年で、「下(しも)の重助にて」との書入れがあり、吉祥院で弔ったことが判明した。「下」とは吉祥院より下方にある住居のことを云う。

湯殿山を目指した六部旅の途中であったものか。部落の人々と住職の暖かい心遣いを感じられる。「夏山涼雲^{ママ?}禪門」の戒名は、西川町の山間で死んだ六部に似合っている。寺の過去帳により六部の墓銘を確認できた数少ない例である。

／／刻銘活字は「十口戌」となっているが、写真を凝視すると、私は「十一甲戌」と読めることから干支は一致する。／／

第三節 六十六部との関連

1. 口之宮湯殿山神社所蔵の弘法大師像

図－１のとおりの本像については、東北芸術工科大学文化財保存修復研究センターによる「平成 22 年度～平成 26 年度 研究成果報告書」（2015 年 3 月）をはじめ、那須恒吉氏ほか諸研究者により、すでに多くの優れた調査報告が公表されている。

本稿では、その中でも基礎資料としての信頼性に鑑み、那須恒吉氏著『出羽三山への道』より該当箇所を引用する。

・・・これは、「西川町指定文化財第二十四号」のものである。この像は、寛政二（1790）年福島飯坂の信者講中より先達梅本坊を経て、本道寺に奉納されたものであったが、明治初年の廃仏毀釈によって取り除かれざるを得なくなった。当時本道寺の会計主任であった月岡集落の荒木喜作が引き取り、屋敷内に安置していたが、明治二十（1887）年に山形の斎野五郎兵衛に譲渡された。さらに転売されて栃木県日光市東洋新古美術貿易商小林商会に渡っていた。このことが日光東照宮宮司から知られた湯殿山神社（旧本道寺）第九代佐藤國本宮司は復帰に向けて努力した。遂に平成二（1990）年八月二十五日、百二年の歳月を得て戻ってきた。・・・



图-1

なお、以下に示す印刻（記刻）は、芸工大の報告書に準拠する。（書く人によって微妙な揺れがある。）

①坐像

- ・袈裟の左襟に「湯殿山」の文字が陽刻
- ・像背右肩部に「**六十六部回國**」の墨書

② 台座背面

干時 寛政_二卯歳
八月吉祥日

正別當
本道寺
祐寛代

役人 高橋健之輔
宿坊 梅本坊
納所 荒木喜作

奥州信夫郡上飯坂
発願主 谷光院
山先達世話 久清坊
同 長慶坊
上飯坂 常泉寺
湯ノ村 小林吉次郎

廻国世話人
尾張 重左衛門
ムツ 金助
アキ 嘉作
チクコ 政藏
ヲハリ 鏡心
キイ 正之助
エト 秀吉
湯ノ村 大宮文作
同 久保定次郎

山形銅町
川島金次郎
鑄物師 藤原金春 作

また、年紀については、現状では「寛政二」と読まれるものの、干支「乙卯」との対応から、実際には安政二（1855）年に上書き修正されたのではないかとの見方も存在する。

〔著者の考察〕

私の関心は、「六十六部廻國」と「廻国世話人」という二語の意味関係にある。前者は墨書、後者は刻字として示されており、その表記差を含めて検討する。

まず結論として、本件表記は、六十六部廻国行者の「満願・成就・完遂」を顕彰・供養・記念するものではない。すなわち、「六十六部廻国」の表記には、いかなる個人が六十六部であったのかを特定し得る手がかりが示されておらず、具体的主体を指すものではないと解される。

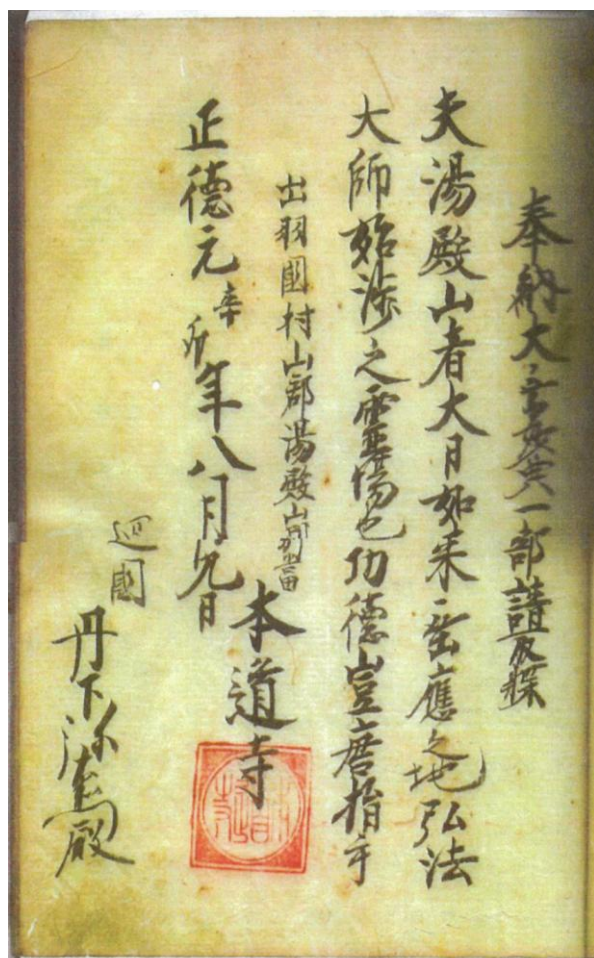
また、「廻国世話人」と刻された人々は、本件弘法大師像造立に伴う資金調達に関与した協力者層を指すものであり、当該時期に廻国していた六十六部行者を支援し、その活動を契機として形成された人的関係ネットワークの担い手であった可能性が高い。

2. 請取牒

図－2は、大黒森プロジェクト資料集から引用したものであり、ある年、岡山県在住の子孫が口之宮湯殿山神社の宮司・最上氏を訪ね、本書を持参したという。これは、先祖が旧本道寺に納経した際、同寺より発給された納経請取状の写しである。すなわち、備前国（現・岡山県）から廻国聖（六十六部巡礼者）として湯殿山に参詣し、別当寺（旧・本道寺という寺）に納経したことを示す確実な史料であり、いわば現代における納経帳に相当する。湯殿山と旧本道寺は一体としての必須立ち寄り先と理解できる。なお、正徳元年は西暦1711年にあたる。

本資料の意味を的確に把握するため、まず読み下しを示し、併せて括弧内に簡潔な意識を付した。

夫（そ）れ、湯殿山は、大日如来の垂応の地にして、弘法大師の殆（ほと）んど渉（わた）りし霊場なり。功德、豈（あ）に唐（むな）しく捐（す）てられんや。（そもそも湯殿山とは、大日如来がこの世に姿をあらわした霊地であり、弘法大師も修行のために踏み入った聖なる場所である。その功德が、どうして無駄になることがあろうか、決して無駄になるはずはない。）



奉納大乗妙典一部請取牒
夫湯殿山者大日如来垂應之地弘法
大師殆渉之霊場也功德豈唐捐乎
出羽國村山郡湯殿山別當
本道寺
正徳^{辛卯}元年八月元日
廻国
丹下弥右衛門殿

図－2

3. 西川町「六部塚」

「西川ふるさと宝マップ」(平成26年3月発行)には、「元禄年間、真言密教の札を納めて歩いた六十六部、金剛院光海の墓と思われる」と記載されている。これを受け、2026(令和8)年4月25日に現地踏査を行った。なお、本地は私有地になっている。その状況と刻銘は図-3のとおりである。

本碑には「元禄十七甲申年 三月十五日」と刻されるが、元禄十七年三月十三日に宝永へ改元されているため、暦法上は「宝永元年三月十五日」に当たる。ただし、改元直後の地方山中における刻銘であることを踏まえれば、旧年号のまま刻された可能性もあり、この点をもって直ちに誤刻と断ずることはできない。むしろ注目すべきは、「金剛院光海逆修」と明記される点である。「逆修」とは、生前に自らの後世・菩提のために修する供養を意味し、本碑が没後追善碑ではなく、光海自身の生前供養碑であったことを示す。当地には真言密教系修行者の入定伝承も伴うことから、本碑は、金剛院光海が自らの入定、あるいは死後成仏を見据えて自らが建立した逆修供養塔である可能性が高い。

なお、今のところ本碑および周辺石碑群には、「六十六部」「六部」「廻国」等の刻銘は確認できない。

したがって、「六部塚」という伝承は地域記憶として尊重しつつも、六十六部廻国行者の塚と断定するには慎重であるべきである。

本地点については、適切な調査・発掘が行われた場合、さらなる石造文化財的遺構の存在、あるいは六十六部との直接的関係を示唆する史料の出土が期待される。

なお、写真の中央樹木の向こう側直下がかつての旧六十里越街道とされている。





羽

(1704)
元禄十七甲申年
金剛院光海逆修
三月十五日



(1786)
天明六年□
建翁宗立信士
九月十二日

図－ 3

4. 西川町志津弓張平

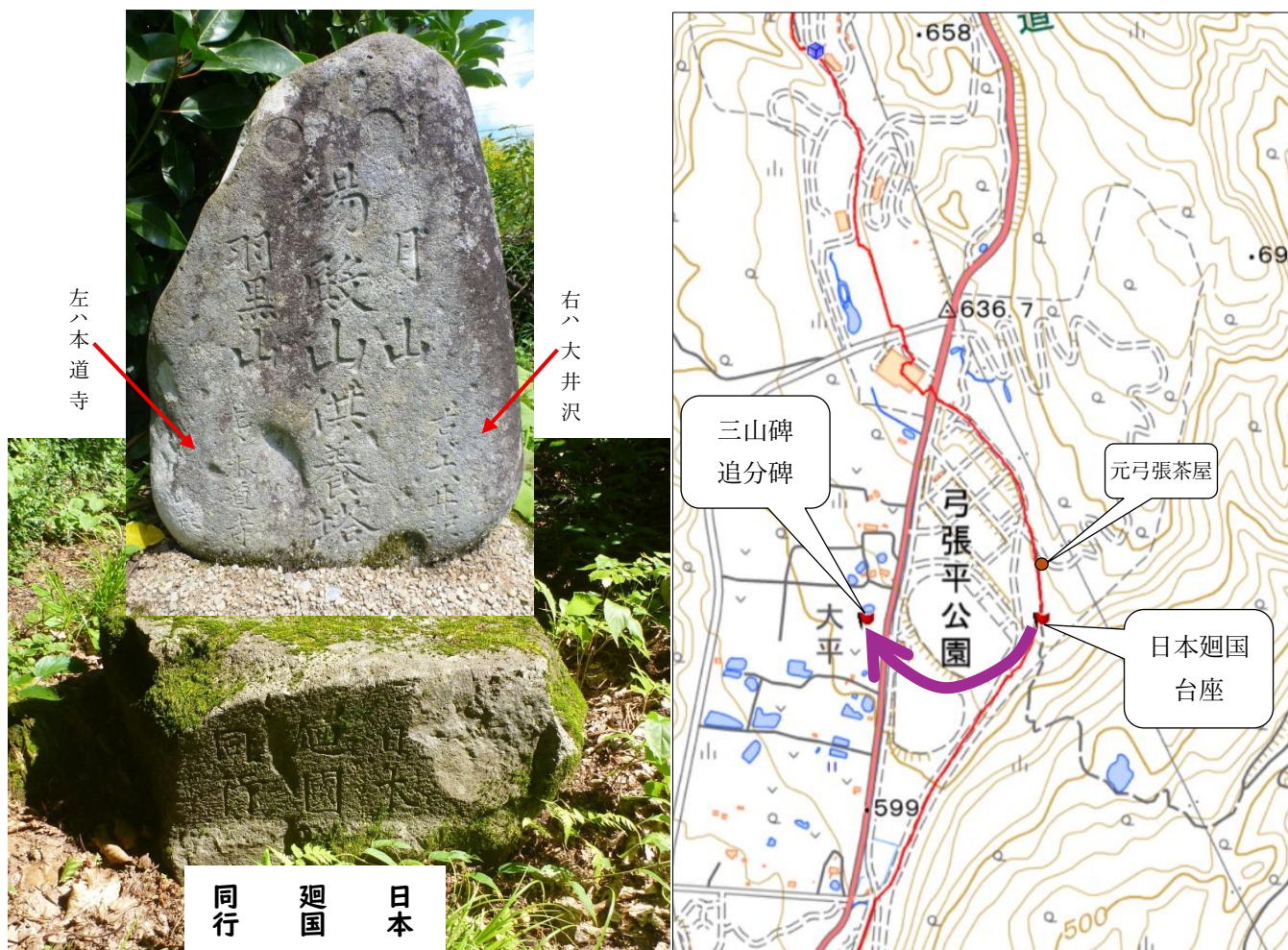
西川町志津弓張平に所在する、六十六部に係る石碑（台座）およびその上に載置されていた出羽三山碑（追分碑）——図－ 4（私が現地で撮影）——を取り上げる。

本件は、那須恒吉氏の著作のほか、「山形民俗第 5 号『六十六部廻国巡礼』（渡辺信三著、1991 年・平成 3 年）」および「村山民俗第 11 号『全国六十三ヶ国を巡礼した山形の“快順”について』（今埜仁太郎著、1997 年・平成 9 年）」にも言及が見られる。著者も現地に複数回赴き、その所在および状況を確認している。

大平に所在する出羽三山・追分の石碑（上部構造）は、もとは六十里街道と道智道との分岐点に現存する台座上に載置されていたものとされる。当該台座には、「日本廻国同行」と刻されている。ここで注目されるのは、あくまでも「同行」と記されている点である。

一方、本碑正面には、「六十六部」「六部」「廻国」等の刻銘は確認できない。また、次頁以降に掲げる那須氏のレポートを踏まえても、本件は六十六部廻国行者自身の「満願・成就・完遂」を顕彰・供養・記念するものとは解し難い。

すなわち、ここでの「六十六部」は主役ではなく、協働事業に関与した一構成員として位置づけられる。これは、先述した弘法大師像寄進事業と共通する側面を有するものであり、本事例においては、六十里越街道の道普請等を含む地域社会への貢献活動として理解することができる。



図－4

本石碑の意味合いと経緯については那須恒吉氏の研究ノートを、次頁以降にそのまま引用する。

弓張平の

追分石と六十六部

那須恒吉

一 湯殿山供養塔（追分石）

弓張平は西川町の月山沢から志津一に至る地内に位置し、姥ヶ岳火山の溶岩とその碎屑物が溢流して形成された台地で、大越川との比高は一六〇—一七〇mとなっている。

この台地上に旧六十里越街道が走っており、置賜地方の黒鴨、荦ノ峯峠、ブナ峠、古寺、地藏峠、大井沢の大日寺を経て湯殿山に通じる道智通りが合流していた。この合流点の近くに「弓張茶屋（大杉の茶屋ともいう）があり、四ツ谷川や大越川の河谷から急な坂道（八幡坂など）を登り、弓張峠にたどりついて休憩するの好位置であった（写真1）。

台地には屋でも薄暗くなるほどのブナ林が繁茂し、その林間を三山（特に湯殿山）参詣者が通ったと語り継がれている。その後、この樹林は製炭用として伐採され、又戦後の開拓地となって酪農、高冷地野菜、さらに開田されて水稻も栽培された。

しかし、国道一一二号や東北横断自動車道酒田線等の新交通ネットワークの進展に合わせて、スポーツや



【写真1】旧六十里越街道と道智通りの合流点近くに立つ弓張茶屋（岩瀬家の古絵図〔部分〕）

碑文

六十里越 御山街道トモ
称セラレ 毎年何万人ノ行
者ガ湯殿山御宝前参二、亦
庄内ト最上ヲ結ブ商用旅人
来往シタコノ街道、明治三
十五年県道トシテ改修、大
正ヲ経テ昭和ニ到リ国道ト
シテ大改修、且テ砂子関ヨ
リ四ツ谷ヲ経テ志津ニ到リ
シ旧道ハ廢道トナリ、所々
二点在スル湯殿山供養碑ハ
落葉ニ埋モレ、誰一人顧ルモノモナ
クナツタ 遠藤和三郎君之ヲ憂ヒ、
我敷地内ニ移動シ 元ノ寄進者ノ信
仰ヲ継承シ、我家ノ守護神ト仰ギ子
孫ニ伝エント ロノ宮湯殿山神社宮
司佐藤国義師ニ図リ 御承認ヲ受ケ
今月建碑完了ス
昭和五十二年十月一日

阿部周学撰ス

この三基の石碑の一つに「湯殿山供養塔」（写真2）がある。文政六年（一八二二）七月に建立されたもので、法量として高さ六七cm、幅五〇cm、厚さが二三cmである。表面の中央には「湯殿山供養塔」、右側に「月山」、左側に「羽黒山」と刻まれ、更にやや小さい文字にて、右下に「右八大井沢」、左下には「左八本道寺」と陰刻されている。従って、この石

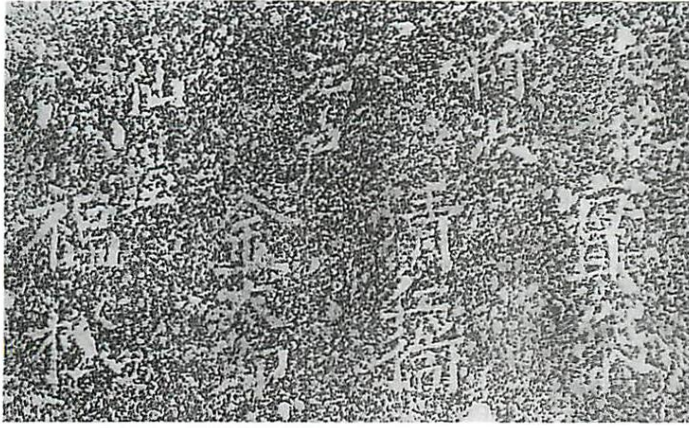


【写真2】湯殿山供養塔（追分石）

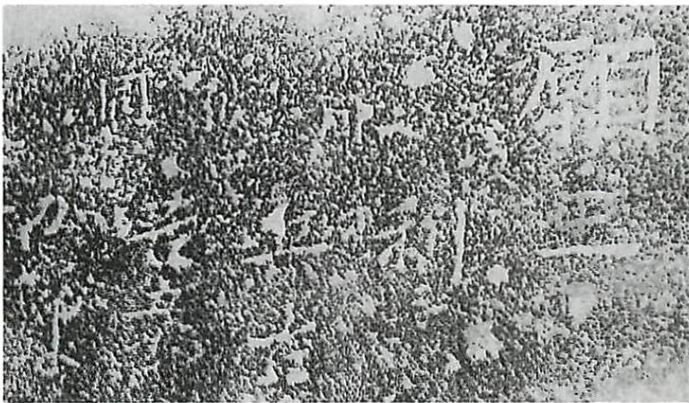
碑は湯殿山の供養塔ではあるが、実際は六十里越街道と道智通りの合流点（分岐点）に建碑された『追分石』の機能を果たしていたと考えることができる。しかし、合流点を確定することが出来なかつたので、追分石の設置されていた地点も不明となっていた。

この追分石の裏面には「施主 越後 実□、阿波 清兵衛、江戸 金太郎、仙台 福松（写真3）、「願主 大坂 利兵衛、同 兵吉、同 □五郎、同 かよ」（写真4）「□は判読不能文字」と記刻されている。これらの文字は追分石の建碑に深く関係した施主と願主の住所と名前であるろう。

これらの住所の中で、特に「阿波」と「大坂」という地名に留意したい。その理由は出羽三山の信仰圏はほぼ



【写真3】追分石の裏面の文字（施主）



【写真4】追分石の裏面の文字（願主）

や四国の「阿波」は圏外となるからであり、どうして「大坂」や「阿波」の方々が建碑しなければならなかったのか、説明することが出来なかった故である。

二 追分石の台座発見

平成二十三年八月二日、弓張平の現地調査の結果、追分石の設置されていた場所を確定することが出来た。その地点は弓張茶屋より四ツ谷へ通じる道を南へ一二〇mのところであった。その場所は弓張峠に位置

し、雑木林に被われていたが旧六十里越街道と道智通りが分岐する道跡を留めており、しかも追分石が設置されていた台座を発見することができた。この台座は雑木林の下草や苔に被われており、発見しにくい状態になっていた。台座の幅は五〇cm、奥行六〇cm、高さが二五cmであり、追分石の幅と一致し、まぎれもなく、この台座に追分石が乗っていたことを確認することができた。しかも、台座の正面には「日本廻國同行」という文字が陰刻されていた（写真5）。従って、これは六十六部廻國

聖（詳しくは日本廻國大乗妙典六十六部経聖といい、江戸時代には六十六部又は単に六部とも略称していた）とその同行者（相伴^{どうきょう}つて神仏に参詣する人々）が建立した碑であることが判明し、追分石の裏面に陰刻されていた越後、阿波、江戸、仙台の施主や大阪の利兵衛等は六十六部聖及び同行者であったのである。そもそも六部は「法華経」の六十六部書写という作業と日本全国の六十六ヶ国の霊地を巡り、一部ずつ納経するという苦行によって、滅罪の功德を得ようとした廻國修行者であり、出羽の国では湯殿山に経典（江戸時代には納経札）を奉納していた。それ故に湯殿山参詣路である六十里越街道や道智通りは古くから六十六部聖が往来し、それに因む事跡や石碑が存在することとなった。

その事例として六十里越街道の石畳（西川町指定文化財）敷設事業を挙げることが出来る。この石畳は弓張平から志津までの区間・七〇〇mに亘って断続的に残存している。敷設の目的は多数の三山（湯殿山）参詣人等の便益を図るものであり、文政六年には工事が完了したと考えられている。追分石（湯殿山供養塔）の設置は石畳敷設等の街道整備事業の一環として行われたと考えることができるので、六十六部聖が深く関

与していたと言うことができる。ただ関与の具体的な内容は不詳である。

六十里越街道の石畳敷設に関して、その推進者や経費の拠出者、さらに集金方法、工事の具体的な展開過程などの全貌が全く不明であっただけに、追分石の台座に記刻されている文字を通して六十六部聖の関与が明らかになったことの意義は大きい。

湯殿山神社（旧本道寺）に安置されている弘法大師坐像や石段（男坂）の右側に立つ地藏尊像への記刻文字等に六十六部聖との関与を示すものが残されており、興味は尽きない。



【写真5】追分石の台座

5. 西川町史にみる六部

一つ目は、西川町編集資料 第八号（二）113 頁以降に関わる記述のうち、114 頁より、図表－5 に引用する。

（八四）廻國六十六部行者睨の件（天保七年八月） 一札之事 此度御當村於^二地内^一 六部体之もの行掛有^レ之^二二付 其砌私通掛^二御座候間^一 立会睨に見分仕候處 全六部二者無^レ之 菅笠修行之佛閣拜禮^二而^一 私共同行^二差抱候ものには決而無^二御座候^一。 仍^レ之先々私共同行中^江茂 其段可^二申論^一 為^レ其一札如^レ件。	讃州美毛郡 田中村 廻國六十六部行者 弥三郎	天保七申八月 本道寺村 砂子関村 水沢村 村々御役人中	（八五）約束取極一札之事（天保七年八月） 此の度、白岩本道寺村地内で、大社修行者と見える者が横死した件について、砂子関村名主孫兵衛・水沢村与頭太右衛門・本道寺村役人等立会、睨に見分し評議の結果、往来手形の定めに従い取方附した。 此の死者については、水沢村横岫の和吉方に止宿した趣で、和吉と三か村の役人が立会、荷物改め此の物を和吉方で預り置き、若しかの折は三か村で受拂致し、 其の時の入用費は同様に割賦する事を約束した。 約束取極一札之事
--	---	--	---

図表－5

すなわち本書は、本道寺村地内を通り係った「六部体」の――六部風の姿をした者について、廻國六十六部行者である弥三郎が立ち会って見分した結果、その者は真正の六部ではなく、また弥三郎ら六十六部廻國行者の仲間筋に属する者でもない旨を証した一札である。

その者は、菅笠をかぶり、修行者風に寺社仏閣を拝礼して歩く者ではあったが、正式な六十六部廻國行者とは認められなかった、という内容である。

次に、（八四）前者と（八五）後者との関連である。

いずれも天保七年八月に作成され、本道寺村・砂子関村・水沢村の三か村が関与する点で共通している。内容上も、修行者風の人物をめぐる立会・見分に関するものであり、両者は無関係な別件ではなく、同一事件をめぐって作成された別種の文書である可能性が高い。

前者は、当該人物が正式な六十六部廻國行者ではなく、弥三郎ら六十六部廻國行者の仲間筋に属する者でもないことを証する、身分確認的な文書である。

これに対し後者は、白岩本道寺村地内で横死した修行者風人物について、荷物預り、後日処理、費用負担を三か村で取り決めた行政実務上の文書である。

したがって、前者では「六部風の者」として身分確認され、後者では「大社修行者風の横死者」として処理された同一人物である可能性が高い。

いずれにしても、横死したのは弥三郎ではない。弥三郎は、正式な廻国六十六部行者として当該人物を見分し、これを真正の六部ではないと証した側の人物である。横死者は、弥三郎とは別人であり、六部風・大社修行者風の姿をした身元不明の第三者であったと解される。

つまり本件は、**正式な廻国六十六部行者の通行を示す事例であり、弥三郎は、讃州美毛郡——現在ではおおね香川県木田郡三木町田中付近に比定される——という遠方からこの地を訪れた客人であったのである。**

彼からすれば、まさに、旅の途上で思いもよらぬ騒動に巻き込まれた一件であった。

〔O1と記号付ける〕二つ目は、西川町編集資料 第三号（一）——大井沢 志田五郎右衛門家所蔵草雨著書集——光陰自他録〔一〕——から取り上げる。115 頁に「・・・弘化四年七月二十五日（1847 年）・・・廿五日晴。周防国六部老人^{すおうこく}当^二家^一とまる。是より三晩ニテ帰ル。」の記載を参照できる。なお、**周防国**は現在の山口県東部をいう。なお著者は、志田家をいわば大井沢村の記録係的役人だったと理解しているが。

〔O2と記号付ける〕三つ目も同資料——光陰自他録〔二〕——137 頁を参照する。

「・・・嘉永二年六月十六日（1849 年）・・・十六日晴暑し、上州群馬郡浅原村長塩、仁右エ門ト云**六部**止宿ニ宿ス。」 なお、上州・・・は現在の**群馬県**みどり市付近と思われる。

前出小島博巳氏の同著には、「施行・施宿の供養塔」について、「別の目的をもった廻国供養塔がある。土地の住人による施行・施宿、つまり訪れた六十六部廻国行者に物品や宿を無償で提供した作善の供養塔である」と見える。

これを踏まえれば、施行・施宿に関わる供養塔は、必ずしも六十六部廻国行者のみを主役とするものではない。むしろ、旅の途上にある行者を泊め、食を与え、物品を施した土地の人々の善行を、供養塔という形で顕彰・供養したものと理解できる。

すなわち、信仰の道を歩いた者だけでなく、その歩みを迎え、支えた者にも、信仰上の功德が認められていたのである。

この観点から見ると、二つ目（O1）の止宿先が志田五郎右衛門家であったことは重要である。さらに三つ目（O2）の止宿先についても志田家であった可能性を考えるならば、同家は単なる偶然的宿泊先ではなく、六十六部廻国行者に対する施宿を担った家であった可能性が高い。

したがって、志田家は、歩く行者を受け入れ、支える側に立った在地の信仰実践者として位置付けることができる。

そうなると、大井沢には、廻国行者自身の成就・満願を示す供養塔が存在するのか、あるいは、行者を迎え入れ、宿や食を施した土地の人々による施宿供養塔が存在するのか、という疑問が生じる。

また、六十六部が大井沢に止宿した理由についても、単なる通行上の便宜にとどまらず、大井沢大日寺参りとの関係があったのではないかという関心が湧く。

いずれにしても、大井沢は、六十六部廻国行者の通行と、これを受け入れた在地側の信仰実践の双方を考えるうえで、なお検討すべき余地を多く残す地である。

第四節 その他

少し疑問を抱いたものを挙げる。

1. 綱取に存在するとされる六部碑の行方？

西川町石碑石仏資料

・ ・ 湯殿山六十六部 ・ ・

カテゴリ: 不明 地域: 綱取 年代: その他
(2004/02/12 更新日: 2007/05/22)



→画像表示 [[Lサイズ](#)] [[オリジナル](#)]

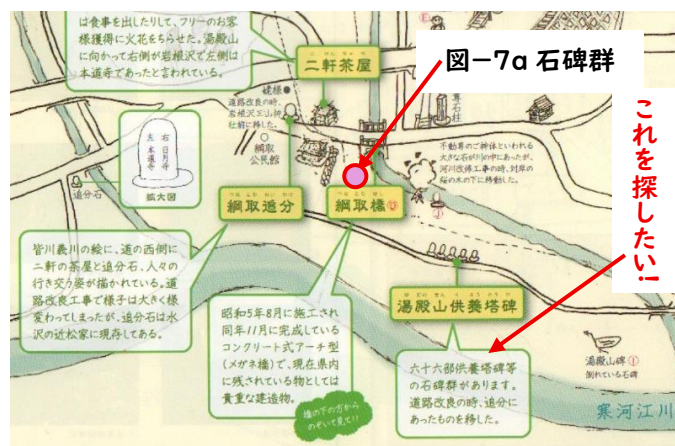
建立年：不詳 **高57×巾29**

倒埋しており詳細不明

・ ・ ・ 湯殿山六十六部 ・ ・ ・

の文字が読める。

図－6a



図－6b

図－6aは、以前「西川町デジタル資料館」にリンクされていた「西川町石碑石仏資料」から引用したものであり、「墓地手前の道路沿い」に存在するとされている。そこで筆者は、それが同図bの「西川町ふるさと宝マップ」(2014年発行)に記載された地点ではないかと推測し、現地調査を二回にわたって実施した。

現在の石碑群の状況は図－7aのとおりである。図－6aに写る石の手前がコンクリート舗装されている点や形状などから、図－7bの石がこれに該当するのではないかと考えた。さらに、付近にいた地元の二人にも確認

していただいたが、刻字は確認できず、最終的には同一石であるとの断定には至らず、不明のままとなった。所在情報をお持ちの方のお知らせを待ちたい。



図－7a



図－7b

2. 「回⇒西」

『平成 30 年 6 月 5 日発行 本道寺公民館報 ほんどうち 第 108 号 地域探訪③⑦ 六十六部廻国 供養碑』の 2 頁下段から図－8a に抜粋する。

その中で、「④地蔵尊左の碑」における囲み内に「奉納回國三十三所・・・」の文字が認められる。もしも「回」は「西」だとすれば「西国三十三所・・・」となり、私の直感は観音霊場巡礼である。したがって、「・・・『白光妙祐信女』とあることから、六部と一緒に廻っていた同行者の女の子が・・・」との説明は、六部とは全く関係ないことになる。

秩父三十四観音と坂東三十三観音で六十七か所(34+33)となり、これに西国三十三所を加えることで、いわゆる百観音霊場巡拝が成立する。本件は、その巡礼成就を記念する供養の一例と理解される。

さらに、この百観音巡礼を基盤として、各地で地元霊場を付加する例も認められ、私の地元にも同様の事例が存在する。すなわち、秩父・坂東・西国の巡礼は、当時の人々にとって広域的巡礼の理想形であり、強い憧憬の対象であったといえる。

戻って、2026(令和8)年4月30日(木)私は現地現物と対面し、同図bのとおりで「西國(さいごく)」であることを再確認した。したがって、当該石碑④は、六十六部(六部)とはまったくの無関係であることから、同図a記載の説明は間違いであったことになる。



図－8a

図－8b

3. 一字一石 ?

例えば、西川町においても、図－9 に示すような石碑が所在する。

意味合いは、約六万九千～七万字前後とされる法華經を書写し、その經文（または一字を一石に記したものを）を土中に埋納し、供養したという事実を刻した石造物であり、当該地における經供養の履行を示す記念碑である。

私は初見において、「法華經、すなわち大乘妙典」という文言から、六十六部行者の「満願・成就・完遂」を顕彰・供養・記念するものと理解したが、この理解は妥当ではなかった。まったくの錯誤であった。この刻字からは六十六部（六部）とはまったくの無関係であると見ている。

すなわち、仮に六十六部行者が一字一石の供養を行うことがあったとしても、「法華經（大乘妙典）」あるいは「一字一石」という表記のみをもって、直ちに六十六部廻国の「満願・成就・完遂」を示すものとはいえないことをあらためて認識した。

率直に言えば、これらの石碑は、**六十六部とは無関係**である。

月岡稲荷神社境内



(1733)
寶曆三癸酉天 宮林三郎兵衛
一字
奉書寫法華經供養石
一石
九月十一日 願主方玄

図－9 a

吉川藍婆大権現



(1735)
享保二十乙卯季 吉川村
奉納書寫大乘妙典一字一石
十月吉祥辰 松田源六

図－9 b

4. 「大乘妙典」碑

六十六部碑と私が誤認し、また他者も同様に受け止めていたのが、図－10 の石碑である。中央には「奉読誦大乘妙典一千部」と刻されている。ここでまず目を引くのが、「大乘妙典」と「部」の文字であり、まさに先入観が働きやすい刻銘である。

しかしながら、本碑は、あくまで大乘妙典を読誦したことを記念する石碑であり、六十六部廻国行者の「満願・成就・完遂」を顕彰・供養・記念するものではない。

すなわち、六十六部の実践に「大乘妙典」が深く関係することはあり得る。しかし、「大乘妙典」と刻まれているからといって、それだけで直ちに六十六部碑と断定することはできない。六十六部廻国の中で大乘妙典が読誦されることはあっても、大乘妙典の読誦碑がすべて六十六部碑になるわけではないのである。率直に言えば、この石碑は、**六十六部とは無関係**である。



図－10

第五節【総合所感】

1. 地域文化資源としての再評価と内発的価値

現在の西川町の人口は約 5,200 人であり、将来的には 2,000 人程度まで減少すると見込まれている。いわゆる地方の過疎地域といって差し支えない状況にある。

しかしながら、往古においては、「情報運び屋、かつ人のつなぎ屋」ともいうべき「六十六部」が往来し、文化の伝播と地域間の接続に一定の役割を果たしてきた。その痕跡を裏付ける史料が、現在もなお確認される。

この点において、従来、石造物は主として信仰対象として捉えられてきたが、本件六部石碑は、広域的な人の移動と文化交流の履歴を示す史料として、別種の価値を有するものと位置づけられる。すなわち、その価値は、多様性社会を標榜する現代の地域社会にも通底する。

特に江戸時代中期以降、「六十六部」という日本全国を巡る巡礼者にとって、出羽三山——とりわけ「語るなかれ、聞くなかれ」の湯殿山は、東日本における有数の聖地であり、重要な巡拝対象の一つであったと考えられる。彼らにとって湯殿山は、祈りの場であると同時に、日本列島を往還する巡礼ネットワーク上の結節点、いわば一つの「ハブ」として機能していた可能性が高い。

さらに、湯殿山信仰の実態は、単独の聖地として完結するものではなく、その入口としての本道寺と不可分の関係にあったとみられる。すなわち、六十里越街道に連なる湯殿山一本道寺—西川町は、明確な境界を持たない連続的な信仰空間、いわば一体的な無境界エリアを構成していたものと理解される。

また、全国を歩き通すという「水平の巡礼」の途上において、湯殿山という「垂直の聖域」に立ち寄り、「よみがえり」の儀礼を経ることは、巡礼者にとって修行の完成度を高める重要な契機であったと理解される。このような条件を備えた西川町は、多くの巡礼者の関心を集める場であったと理解する。

以上の観点から、これらの石造物には新たな視点をもって向き合う必要がある。あわせて、観光面においても、その価値を再評価したうえで利活用の対象となり得る。さらに一步踏み込めば、従前の価値観を転換する、まさに「よみがえり」の契機となり得ると考える。

そして何より、これらは外部に向けて誇り得る資源であると同時に、まずは西川町に暮らす私たち自身が、その歴史的厚みと文化的価値を再認識し、主体的に地域の誇りとして受け止めるべき対象である。**出羽三山信仰に関わる行者・道者が、先達に導かれながら霊山へと向かう信仰実践を展開する一方で、六十六部は、自らの発願と判断に基づき、諸国を巡行する独自の宗教的行動を重ねていた。このように、性格を異にする二つの信仰的移動が交錯的に往来したこの地は、単なる通過点ではなかった。むしろ、人と信仰、そして文化が重なり合い、結び直される場であったといえる。**

2. 「流入」と「発信」の往還構造と実証的整理

関連して、秩父・坂東・西国の観音霊場巡拝に関する石碑が同町内に散見される点にも触れておく。六十六部については、往復運動や「移動する主体（動）」と「石造物（静）」との相関構造について前述したところである。

著名な湯殿山のお膝元としての本町域は、外部から人と信仰が流入する場であったという点においては、ある意味では当然の帰結ともいえ、必ずしも特筆すべき事象とはいえない。

しかしながら、本町の住民自らが六十六部となり、あるいは観音巡礼者として外部へと赴いたという点に着目すれば、その意義は一変する。すなわち、それは単なる受容にとどまらず、**本町域において培われた信仰・文化を外部へと持ち出し、広域へと展開した存在であったことを意味する。まさに「運び屋」が機能した構造もみえてくる。**

この観点に立てば、本町域は、情報および人の「流入の場」であると同時に「発信の場」でもあり、地域文化が内外を往還しながら展開した動的拠点として位置づけられるのである。

そこで、本町域において現時点で確認している 11 基（P4～P10）について、前述した「帰郷型供養塔」と「霊場・路傍型供養塔」の類型に即して整理すると、図表－11 のとおりに区分された。なお、一部には刻銘のみからは断定し得ないものが含まれることを付記しておく。

このように数的に均衡を示したこと自体に格別の意味を付すものではないが、少なくとも本町域が情報および人の「流入の場」であると同時に「発信の場」でもあったことを、具体的事例に基づいて裏付ける結果であると考えられる。

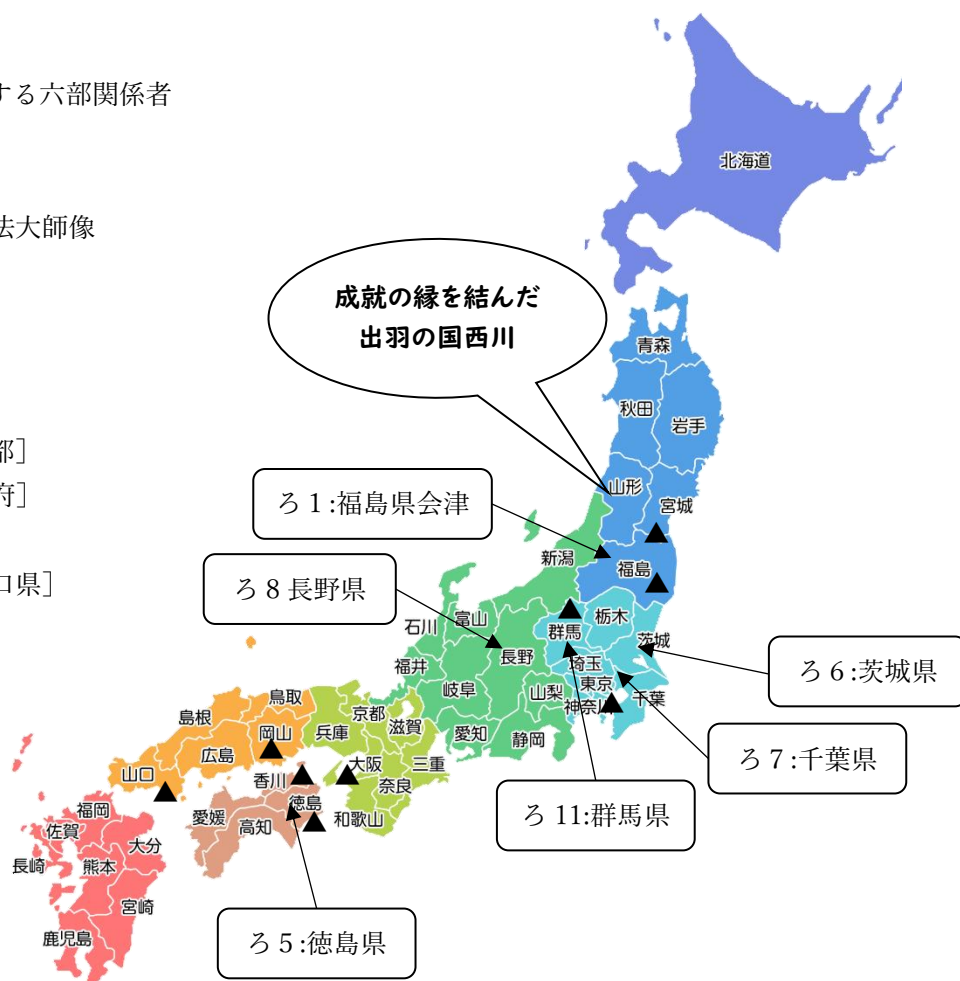
帰郷型供養塔 (地元の六部が無事帰還)	霊場・路傍型供養塔 (外部の人が本町域で成就結願)
ろ 2 (P5)、ろ 3 (P5)、ろ 4 (P6)、ろ 9 (P9) ろ 10 (P9) = 5 基	ろ 1 (P4)、ろ 5 (P7)、ろ 6 (P7)、ろ 7 (P8) ろ 8 (P8)、ろ 11 (P10) = 6 基
図表－11a	図表－11b

なお、同図 b の中には、墓石とみられるものも含まれており、これが該当するとすれば、当該地において成就結願を果たした行者を、地元において丁重に葬ったものと理解される。これに対し、本町出身者が遠隔地において没した例もまた存在したであろうと推察される。

同図 b に登場する六部の出身地は図－12 に示すとおりである。

図表－11b 以外で本書に登場する六部関係者
図－12 に▲印を入れた

- 口之宮湯殿山神社所蔵の弘法大師像
[福島県（奥州信夫郡）]
- 同社最上宮司所蔵請取牒
[岡山県（備前国）]
- 志津弓張平追分碑
[阿波（徳島県、江戸（東京都）
[仙台（宮城県、大阪（大阪府）]
- 西川町史
[讃州（香川県、周防国（山口県）
[上州（群馬県）]



図－12

【 参 考 】

1. 六十六部の立ち寄り

図-13 は、六十六部の足跡の一部であるが、市村幸夫氏から提供された天童在住の「快順」の足跡である。

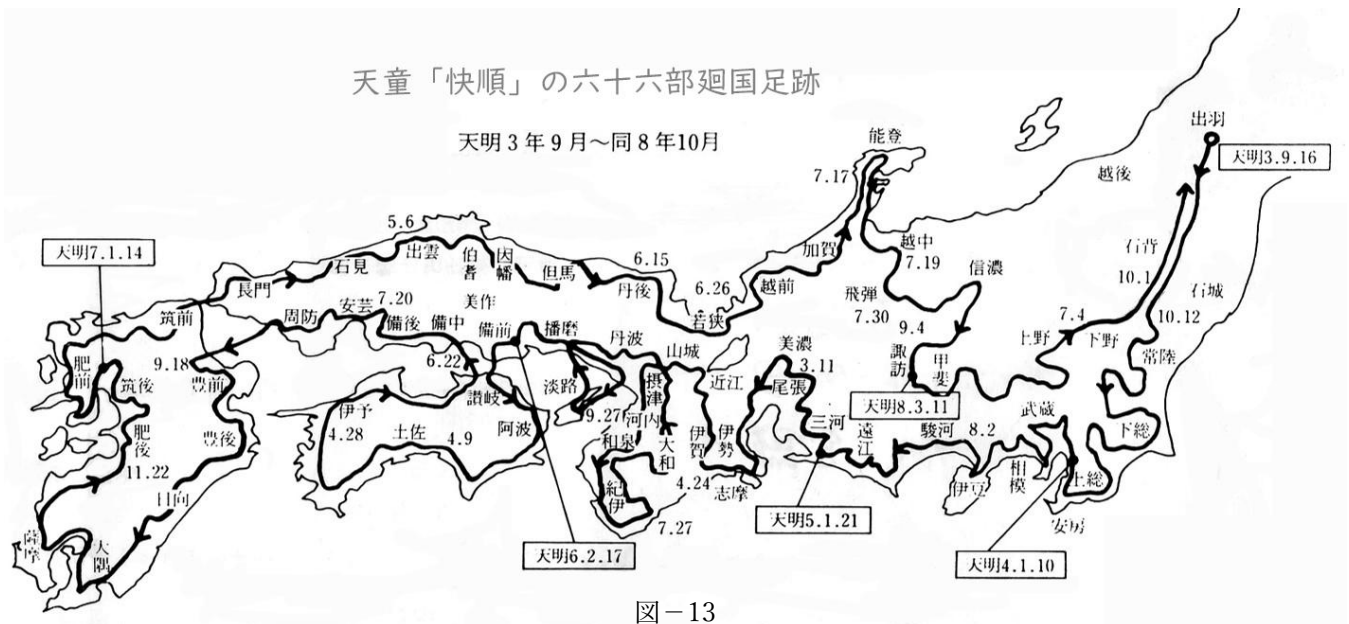


図-13

図-14 は、『巡礼論集 六十六部廻国巡礼の諸相』（岩田書店）32 頁「2 六十六部聖の巡拝社寺」より引用したものである。

同書には、「中世の六十六部聖の巡拝社寺名が知られる三種類の史料と、近世の四種類の史料を、『六十六部聖の巡拝社寺』として一覧化した」と記されている。

これによれば、出羽国においては、立石寺、湯殿山、本道寺、大聖寺文殊堂（現・高畠町亀岡文殊）、国分寺（現・山形市薬師公園内の出羽国分寺薬師堂）、最上瑞雲禅院（現・新庄市瑞雲院）等が巡拝対象とされていたことが確認される。

2. 私の憧れ

笹沢信責任編集『出羽三山文学紀行集成』（一粒社）には、出羽三山に参詣した文化人二十一

36			35 六十六部回国納経の発生と展開(田代)		
加賀	越前	若狭	出羽	陸奥	信濃
				下野	善光寺
				日光山	善光寺
白山	豊原寺	上ツル	立石寺	松嶋	戸隠
		一宮一乗寺		宇都宮	
那谷山	平泉寺	霊応寺神宮寺	立石寺	松嶋	善光寺
		神宮寺		日光山	
				一宮	
加州	越前	若州	出羽	奥州	信州
白山(一宮)	平泉寺	一宮(若狭産神社)	湯殿山	塩釜	上諏訪(一宮)
下白山大明神	氣比大明神	上土大明神	湯殿山本道寺	一宮法蓮寺	上諏訪法性大明神如法院
	神通院				
白山大明神	永平寺	国分寺	立石寺	塩釜一宮	飯綱大明神
		最上瑞雲禅院		中尊寺	戸隠大権現
				三戸八幡普門院	善光寺
				岩木山百沢寺	技鉾大神
				仙台長谷寺	日光山滝尾神
				御崎大明神	
				長禅寺	
				金胎山豐隆寺	
				大元明王泰平寺	
				信夫医王寺	
				国分寺	
				金胎山大金寺	
				息栖太神宮	
				湯殿山本道寺	
				大聖寺文殊堂	
				国分寺	

図-14

名の紀行文・記録が収録されている。そのうち私が想起する人物は、およそ十二名に及び、松尾芭蕉、古川古松軒、高山彦九郎、菅江真澄、十返舎一九などが挙げられる。全国をほぼ踏破する遊歴として、まず想起されるのは「日本廻国六十六部」の廻国行者である。しかし、具体的な著名人の名は容易には浮かばない。これに対し、行者ではないものの、遊学・遊歴の観点から直ちに思い当たる存在が吉田松陰である。図-15の遊歴地図が示すとおり、その行動範囲と移動の密度は、単なる旅を超え、思想形成の実践そのものであった。



図-15

3. 郷土（山形県内）六部の流浪

「村山民俗第36号」（2022年7月16日発行・村山民俗学会）の中に「流浪の六部 喜平治の行跡（市村幸夫氏著）」という段がある。

喜平治の行跡について、同書より簡潔に要点を抽出する。

・・・天保四（1833）年、天童生まれの喜平治という男が六部として、廻国巡礼に赴き、九州は杳尾村に回った際、香圓寺から得度を受け、隣村の猪熊村の庵寺に起居することになる。俳句などを嗜み村人と交流を深めていたが、安政六（1859）年四月帰らぬ人となった。・・・天保四（1833）年八月に天童を立ち四年にわたる巡礼の途次、豊前国杳尾村——福岡県の東部周防灘に面している——に滞留・・・杳尾村に滞在すること八年・・・平凡な一人の六部の死は、多くの人の善意によって葬儀や後始末が行われた・・・

その中に次の辞世の句——和歌（連歌）が載せられている。

世の垢(あか)を 去(され)バ涼しキ 雲の上 順道（喜平治）
さしなき風に 蓮の香(こう)バ(ば)し 香圓寺（樂山）

私（大沼）の直訳的な理解は次のとおり。『世』は娑婆・社会であろうが、『餘（われ）』をも勝手に重ねて解釈する。*** 精一杯の六部活動や寺院奉仕の生き方を通して、煩惱を少しでも取り払うべく精進努力を続けて来た今、死に直面するこの時に至っても、雲の上に出たような気分——雲の上に出れば、塵埃のない清浄無垢の青空が一杯広がり、天空の夜空は星が煌めき、涼しきそよ風（さしてもない風、取り立てていうほどでもない風）に蓮の香ばしい匂いが乗って漂って来るような空気に包まれ、晴れやか・爽やかな心持ちになっている、悔いはない、思い残すことはない。***

4. 山形市内在住の村山民俗会員 市村幸夫氏所蔵の資料にみる

図-16～18 を参照。他地域の六十六部に関わる特徴的なものを引用する。



白鷹町瀧野 竹田七兵衛の笥

図-16a



朝日町太郎「長岡家」の笥

図-16b



尾花沢市北郷 惣八の笥

図-16c



デザインが様々であった六部納札

図-17



願主と經典輿
図-18a



出羽国 羽黒山・月山・湯殿山大権現の幟
図-18b

背丈にも及ぶような笈を背負い、凝った意匠の色鮮やかな納札を携えていたようである。特に六十六部の場合、笈は単なる旅装具ではなかった。そこには、納経用の法華経をはじめ、厨子入り本尊、納札、仏具、衣類、勧進関係の用品、さらには煮炊きや食事に用いる道具類まで収められていたとみられる。そのため、一般旅人の荷物に比して大型化し、背負って移動することを前提としながらも、縦長の形態をとったものと考えられる。平均的な規模としては、高さ 90～140cm 前後、幅 30～50cm 前後、奥行 20～30cm 前後とされる。また、六十六部大願成就の行列においては、廻国の成果や結縁した霊場を、幟や標章によって可視化する習俗があったとみられる。図-18b 絵巻に描かれる「出羽国 羽黒山・月山・湯殿山大権現」の幟は、その一例であり、出羽三山が六十六部の信仰的履歴の中に明確に位置付けられていたことを示すものと考えられる。したがって、本件は、三所大権現信仰が全国的規模で浸透していたことを示す、一つの証左であるともいえよう。

はたして、本書で取り上げた西川町関係の六部事例においても、これに類する成就行進が行われたのであろうか。

5. 私の「遊歴」

私は、この「遊歴」という行為に、以前から強い憧憬を抱いてきた。さらに、私の内面に深く刻まれている存在がある。それが六十六部であり、吉田松陰であり、そして、「童子善財」である。『華嚴経』最終章「入法界品」に登場する少年求道者であり、五十三人の善知識を訪ね歩くその遍歴の姿は、単なる宗教的象徴にとどまらず、人間における「学び」の原型そのものを示しているように思われる。一人の師に安住するのではなく、道を歩みながら、多様な他者との出会いを通じて自己を深めてゆく。その姿に私は強く惹かれてきた。そして、私事に立ち返れば、それらの憧憬に導かれるように 2009（平成 21）年 6 月、41 年にわたり奉職した会社を定年退職した翌年以降、歴史街道トレイルおよびへんろトレイルのスルーハイクに本格的に取り組み、2024（令和 6）年までの 15 年間で、延べ 15,546km、512 日間に及ぶ徒歩行を重ねてきた。

その行路においては、数多くの神社・仏閣に拝礼し、また各地の石造物・信仰遺構を観察してきた。そうした経験を踏まえるならば、本件西川町域内に所在する史跡、なかでも高所山中に残された石造物群は、その歴史的意味合いと宗教文化的価値において、全国の著名な霊場・巡礼地に比して決して引けを取るものではない。むしろ、その特異性と希少性においては、勝るとも劣らない価値を有しているものと評価している。

(end)

(山形市内在住 大沼香)